

償却資産(固定資産税)申告の手引

地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在で草津市内に償却資産(土地および家屋以外で事業の用に供することができる資産)を所有している方は、必要な事項を1月31日までに草津市長に申告していただくことになっています。

つきましては、この手引を参考に申告書を作成の上、御提出いただきますよう、お願いします。

申告書控えの返送を希望される場合は、返信用切手を貼り付け、宛名を記入した封筒を必ず同封してください。

該当資産を所有されていない方も、「該当資産なし」に○をして、申告書提出に御協力をお願いします。



<目次>

	ページ		ページ
I 償却資産の申告について		3. 国税との主な違い	9
1. 固定資産税の課税対象となる償却資産について(4つの要件)	1	4. 消費税の取り扱いについて	10
2. 課税対象となる主な償却資産の例	2	5. 借用資産(リース資産)について	10
3. 申告をしていただく方	3	6. 家屋と償却資産との区分について	10
4. 申告されない方、または虚偽の申告をされた方	3	7. 太陽光発電設備について	11
5. 過年度への遡及について	3	8. 土地と償却資産の区分について	11
6. 税務調査への御協力について	3	9. 償却資産の課税対象となる自動車について	11
7. 納税義務者および閲覧制度	3	10. 固定資産税の非課税・特例	12
8. 提出いただく書類	4	III 償却資産申告書の書き方	
9. 電算処理方式により申告される場合の留意点	5	1. 市内に複数の事業所がある方	13
10. 課税標準額、免税点、税率・税額および納期	6	2. 住所、氏名または名称、資産所在地に変更のある方	13
11. 固定資産税における償却資産の評価方法	7	3. 納税通知書等の送付先の住所、名称等で申告される方	13
II 申告における留意点		4. 該当資産を所有されていない方	13
1. 資産の種類と主な耐用年数	8	・償却資産申告書記入例	14
2. 少額資産の取り扱いについて	9	・種類別明細書(増加資産・全資産用)記入例	15
		・種類別明細書(減少・修正資産用)記入例	16

申告書の提出・問い合わせは

草津市役所 税務課 資産税係【1階10番窓口】償却資産担当

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

電話 077-561-2310(平日9:00~16:45)

メールアドレス zeimu@city.kusatsu.lg.jp

I 償却資産の申告について

1. 固定資産税の課税対象となる償却資産について（4つの要件）

（1）土地および家屋以外の固定資産で、事業の用に供することができる資産であること

●「事業の用に供する」とは

償却資産における「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利または収益を得ることを直接の目的とする必要はありません。したがって、所得税法や法人税法で非課税とされている個人または法人についても、固定資産税の課税対象となる償却資産の4要件に該当する資産を所有していると、申告していただく必要があります。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合も含まれます。また、直接的には営利に使用していない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舍、寮等）の器具備品も償却資産として課税対象となります。

●次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば課税対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- イ 簿外資産（償却済資産を含みます。）で、事業の用に供することができる資産
- ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持改修が行われている資産）
- エ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- オ 決算期以後に取得された資産で、固定資産勘定に計上されていない資産
- カ 償却済資産（減価償却が終わり、残存価格のみが帳簿に計上されている資産）

ただし、少額資産や一括償却している資産は、課税対象とはなりません（9ページ参照）。

（2）無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、水利権、商標権等）でないこと

●下記の資産については、無形減価償却資産となるため、課税対象とはなりません。

- ①鉱業権、②漁業権、③ダム使用权、④水利権、⑤特許権、⑥実用新案権、⑦意匠権、⑧商標権、⑨ソフトウェア など

（3）所得税法または法人税法の規定による減価償却の対象となる資産であること

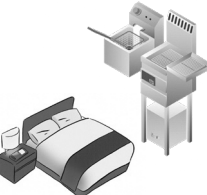
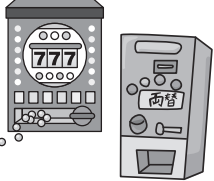
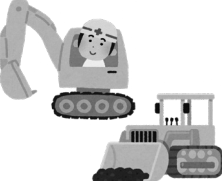
税務会計上現実に減価償却を行っているか否かにかかわらず、「減価償却の対象となるべき性格の資産」については、固定資産の課税対象となります。

また、減価償却の方法など、所得税法または法人税法の規定と異なる点があります（9ページ参照）。

（4）軽自動車税や自動車税の課税対象の車両でないこと

自動車は、大型特殊自動車のみが課税対象となります（11ページ参照）。

2. 課税対象となる主な償却資産の例

共通 駐車場設備、受変電設備、中央監視制御装置、看板、屋外広告塔、舗装路面、外灯、内部造作、緑化施設（庭園、植栽など）、キャビネット、金庫、応接セット、コピー機、テレビ、エアコン、机、椅子、パソコン、プリンター、LAN設備、レジスター など				
不動産賃貸 (アパート経営など)	飲食店・小売店	理容・美容業	医院・薬局	クリーニング業
				
・外構工事 ・自転車置場 ・屋外設備 ・ソーラーパネル (建材型でないもの) ・家具付マンション の場合のエアコン など	・放送設備 ・タオル蒸器 ・厨房設備 ・冷凍冷蔵庫 ・日除け ・テーブル ・椅子 ・室内装飾品 など	・外構工事 ・看板 ・理容・美容椅子 ・タオル蒸器 ・サインポール ・洗面設備 ・洗濯機 ・消毒殺菌機 など	・外構工事 ・看板 ・医療機器 ・手術台 ・X線装置 ・調剤機器 ・薬品戸棚 ・ベッド など	・洗濯機 ・脱水機 ・乾燥機 ・プレス機 ・ミシン ・ボイラー など
ホテル・旅館	娯楽	農業	工場・作業所	建設業
				
・ベッド ・カラオケ機器 ・製氷機 ・厨房設備 ・自動販売機 ・エアコン など	・パチンコ器 ・ゲーム機 ・両替機 ・カラオケ機器 など	・農業用機械 ・農業用構築物 など	・金型 ・構内舗装 ・機械設備 ・各種工具 など	・建設用車両 ・大型特殊自動車 ・発電機 など

※上表に示されている資産の例は一部です。上に挙げた資産以外にも、対象になる資産があります。

詳細は、税務課資産税係へお問い合わせいただきますをお願いします。

3. 申告をしていただく方

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有状況を資産所在地の市町村長に申告していただく必要があります。

資産がない 場合

事業を行っている方は、資産をお持ちでない場合も、申告していただく必要があります。該当する資産がない場合は、申告書「18 備考」欄の「三 該当資産なし」を○で囲んで、御提出をお願いします。

事業を行って いない場合

草津市内の事業所等を閉鎖された場合など、1月1日現在草津市内で事業を行っていない場合は、申告書「18 備考」欄の「四 閉鎖・廃業・解散・転出等」の該当するものを○で囲んで、御提出をお願いします。

4. 申告されない方、または虚偽の申告をされた方

正当な理由なく申告されない場合は、地方税法第386条および草津市税条例第75条の規定により過料を科されることになるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金が徴収されます。また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科されることになります。

5. 過年度への遡及について

申告漏れ等の場合の課税については、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税します。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最長で5年を限度としています。

6. 税務調査への御協力について

草津市では、市内に事業用資産を所有されている方を対象に、地方税法第408条に基づき、当市への固定資産税（償却資産）の申告内容について順次、税務調査を実施しています。

この調査では、事業に関する帳簿書類（減価償却資産明細書または固定資産台帳の写し）を提出いただき、申告内容との照合・確認等を行うほか、同法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類を税務署において閲覧することがあります。

調査を実施するには必要な書類および修正申告書の提出を御依頼することがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

7. 納税義務者および閲覧制度

（1）納税義務者

固定資産税については、毎年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります（地方税法第343条）。

（2）閲覧制度

償却資産を所有している方は、課税台帳の閲覧により、課税台帳登録内容の確認ができます。

閲覧場所は、草津市役所税務課資産税係の窓口です。閲覧開始時期等は、草津市広報等でお知らせします。

8. 提出いただく書類

(1) 初めて申告される方、電算処理方式（5ページ参照）により申告される方

●申告対象者

- ① 草津市内で新しく事業を開始された方
- ② 今回初めて償却資産申告書が送付されてきた方
- ③ ①②以外で電算処理をされる方

●申告対象資産

毎年1月1日現在、草津市内に所有し、事業の用に供することができる全ての償却資産

●提出書類

①償却資産申告書	「18 備考」欄に必要事項を記入してください。
②種類別明細書（増加資産・全資産用）	全ての償却資産について記入してください。
③減価償却資産明細書（固定資産台帳）等の写し	

(2) 前年度以前から申告されている方

●申告対象資産

前年度以前の申告から増加または減少した資産

※前年度以前に取得していた資産（申告漏れ分）や、既に除却していた資産等があった場合も申告をお願いします（13 ページ以降の「償却資産申告書の書き方」を確認してください。）。

●提出書類

<増減あり>

①償却資産申告書	「18 備考」欄の「一 全資産申告（新規・電算）・資産に増減あり」を○で囲んでください。
②種類別明細書（増加資産・全資産用）	増加資産があった場合のみ ※緑色枠線用の紙
③種類別明細書（減少・修正資産用）	減少・修正資産があった場合のみ ※赤色枠線用の紙
④減価償却資産明細書（固定資産台帳）等の写し	

<増減なし>

①償却資産申告書	「18 備考」欄の「二 昨年度中に申告資産に増減なし」を○で囲んでください。
②減価償却資産明細書（固定資産台帳）等の写し	

<廃業・解散等された場合>

①償却資産申告書	「18 備考」欄の「四 閉鎖・廃業・解散・転出等」のいずれかを○で囲み、その年月日を記入してください。
----------	---

(3) 非課税となる資産や、課税標準額の特例の適用がある資産を所有されている方

●非課税となる資産を所有されている場合

非課税申告書等の添付をお願いします（12 ページ参照）。

●課税標準額の特例の適用がある資産を所有されている場合

課税標準の特例に関する申告書等の添付をお願いします（12 ページ参照）。

(4) 該当資産を所有されていない方

該当資産を所有されていない場合も、申告書の「18 備考」欄の「三 該当資産なし」を○で囲み、申告書の提出に御協力をお願いします。

9. 電算処理方式により申告される場合の留意点

電算処理申告とは、申告者が、評価額、決定価格、課税標準額までを算出した上で申告書一式を出力して、全資産申告をしていただくものです。

●提出書類

償却資産申告書 ＜提出部数1部＞	当市の様式または、独自の様式で申告をお願いします。 ただし、独自の様式で申告される場合は、総務省令で定める様式に書かれている記載事項の全ての記載をお願いします。また、事務処理の都合上、市から送付している申告書の添付をお願いします。
種類別明細書 (増加資産・全資産用) (減少・修正資産用) ＜提出部数1部＞	当市の様式または、独自の様式で申告をお願いします。 前年度に電算処理による全資産申告をされた方には、種類別明細書の様式を送付しておりません。必要な場合は御連絡いただくか、草津市ホームページよりダウンロードしてください。 独自の様式で申告される場合は、以下の①～⑤の事項に御注意ください。 ① 資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、課税標準額の全てを記載すること。 ② 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。 ③ 課税標準額の特例の適用がある場合には、その特例率および課税標準額を記載すること。 ④ 種類別明細書は、資産の種類別ごとに区分して作成し、その合計を記載すること。 ⑤ 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行うこと。
添付資料 ＜提出部数1部＞	① 非課税となる資産を所有されている場合は、非課税申告書等の添付をお願いします（12ページ参照）。 ② 課税標準額の特例の適用がある資産を所有されている場合は、課税標準額の特例に関する申告書等の添付をお願いします（12ページ参照）。

※リース会社が電算処理により、毎年全資産申告される場合、種類別明細書について次のような例外が認められています。

- ① 行数の増加（20行 → 50行）
- ② 「賃借人（使用者名）」の項目を設けて記載すること。
- ③ 「課税標準額の特例」「増加事由」の項目の抹消。ただし、「摘要」欄に記号で表示し、欄外に記号の説明を記載すること。

●申告書は、草津市ホームページからダウンロードできます。

〔草津市 償却資産〕と入力して検索してください。

10. 課税標準額、免税点、税率・税額および納期

(1) 課税標準額

賦課期日（毎年1月1日）現在における、草津市内に所有する全ての償却資産の評価額の合計が、課税標準額となります。

ただし、課税標準額の特例（12ページ参照）が適用される場合は、その資産の評価額に特例率を乗じたものが、課税標準額となります。

(2) 免税点

償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

なお、免税点は、同一人が草津市内に所有する全ての償却資産の課税標準額の合計で判断します。

(3) 税率・税額

草津市における固定資産税の税率は1.4%です。土地・家屋・償却資産を合算した課税標準額（1,000円未満切捨て）に、税率を乗じた額（100円未満切捨て）が税額となります。

【計算例】

評価額が 987,654,321 円の場合
課税標準額は…… ① 1,000 円未満切捨て
987,654,321 円 ⇒ 987,654,000 円
987,654,000 円です。
算出税額は…… ② 課税標準額 × 税率（1.4%）
987,654,000 円 × 1.4% = 13,827,156 円（算出税額）
13,827,156 円です。
年税額は…… ③ 100 円未満切捨て
13,827,156 円 ⇒ 13,827,100 円
13,827,100 円です。

(4) 納期

年税額は、5月に一括で納めていただく（全期一括納付）方法と、年4回の納期ごとに分けて納めていただく（各期納付）方法があります。

納期限	全期・第1期	第2期	第3期	第4期
	5月末	7月末	12月28日	2月末

※納期限が休日（土・日・祝日等）となる場合は、翌日（平日）が納期限となります。

11. 固定資産税における償却資産の評価方法

資産の取得価額、取得年月および耐用年数を基に評価額を算出します。

- ① 前年中取得のもの（取得初年度は半年償却で算出します。）

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

- ② 前年前に取得のもの

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応じた減価率}) = \text{評価額}$$

※以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価していきます。

【計算例】

例えば、取得価額1,000,000円、取得年月が前年5月、耐用年数3年の資産の場合

※耐用年数3年に応ずる減価率は、0.536（下記の減価残存率表参照）

$$\begin{aligned} 1 \text{ 年目} &= 1,000,000 \text{円} \times (1 - 0.536 \times 1/2) = 732,000 \text{円} \\ 2 \text{ 年目} &= 732,000 \text{円} \times (1 - 0.536) = 339,648 \text{円} \\ 3 \text{ 年目} &= 339,648 \text{円} \times (1 - 0.536) = 157,596.672 \text{円 (小数点以下、切捨て)} \\ 4 \text{ 年目} &= 157,596 \text{円} \times (1 - 0.536) = 73,124.544 \text{円 (小数点以下、切捨て)} \\ 5 \text{ 年目} &= 73,124 \text{円} \times (1 - 0.536) = 33,929.536 \text{円} < 50,000 \text{円} (\text{※}) \end{aligned}$$

※5年目で算出額が取得価額の5%（50,000円）より小さくなりますので、以降50,000円となります。

減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前提得			前年中取得	前年前提得			前年中取得	前年前提得
		$1 - r/2$	$1 - r$			$1 - r/2$	$1 - r$			$1 - r/2$	$1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	50	0.045	0.977	0.955

Ⅱ 申告における留意点

1. 資産の種類と主な耐用年数

資産種類		課税対象の資産	耐用年数	課税対象の資産	耐用年数	課税対象の資産	耐用年数
1	構築物	簡易間仕切り	3	アスファルト舗装	10	金属造広告塔	20
		工場緑化施設	7	街路灯	10	庭園	20
		煙突（レンガ造り）	7	ブロック塀	15		
2	機械及び装置	デジタル印刷設備	4	農業用設備	7	毛皮製造業用設備	9
		化学工業用設備	5	木材製品製造設備	8	食料品製造業用設備	10
		総合工事用設備	6	飲食店業用設備	8	太陽光発電設備	17
3	船舶	モーターボート	4	漁船（鋼船）		500 t 未満	9
						500 t 以上	12
4	航空機	ヘリコプター	5	グライダー			5
5	車両及び運搬具	台車（金属製）	7	フォークリフト（大型特殊自動車）			4
				トラックミキサー（大型特殊自動車）			4
6	工具器具及び備品	パチンコ器	2	理容・美容機器	5	陳列棚（冷凍機付）	6
		看板・ネオンサイン	3	複写機・シュレッダー	5	歯科診療用ユニット	7
		消毒殺菌用機器	4	冷暖房機器	6	事務机・イス（金属）	15
		パソコン	4	（エアコン など）			

※一般的な耐用年数の例であり、資産の内容によって耐用年数が異なる場合があります。また、償却資産の課税対象となる資産の詳細につきましては、次ページ以降を御参照ください。

※償却資産の耐用年数について

平成 20 年度の税制改正より、一部の償却資産について、耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数が変更されています。耐用年数については、インターネットにて、「電子政府の総合窓口 e-Gov」のサイトの法令検索より、「減価償却資産の耐用年数」と検索すると、御覧いただけます。

「電子政府の総合窓口 e-Gov」は、<https://www.e-gov.go.jp/> で確認をお願いします。

2. 少額資産の取り扱いについて

地方税法上の「少額資産」に該当する場合は、申告していただく必要はありません。
ただし、以下の取り扱いに御注意ください。

国 税（法人税・所得税）	地方税（固定資産税）
①使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満のもので、一時に損金（必要経費）算入している	申告対象外
②減価償却資産（取得価額が20万円未満）を一括償却して、3年で損金（必要経費）に算入している（「一括償却」）	申告対象外
③個別償却している	申告対象
④租税特別措置法における中小企業者等の特例制度により、損金（必要経費）算入している	申告対象

※少額資産であっても、毎年、減価償却する場合は、固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、申告していただく必要があります。

3. 国税との主な違い

項 目	国 税 の 取 り 扱 い	固定資産税の取り扱い
償 却 計 算 の 期 間	個人：暦年 法人：事業年度（決算期）	暦年（賦課期日制度）
減 価 償 却 の 方 法	建物：定額法 一般資産：選択制	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度（※1）	有（認められます。）	無（認められません。）
特別償却・割増償却	有（認められます。）	無（認められません。）
増 加 償 却（※2）	有（認められます。）	有（認められます。）
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）まで	取得価額の5／100
改 良 費	原則：区分評価	区分評価

圧縮記帳をした場合

※1 固定資産税の取り扱いでは圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得価額を圧縮した資産を取得したものについては、申告書作成の際、圧縮前の取得価額の記入をお願いします。

増加償却をした場合

※2 法人税法施行令第60条（所得税法施行令第133条）の規定による増加償却または同施行令第57条（同施行令第130条）の規定による耐用年数の短縮特例資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。この適用を行っている資産がある場合は、国税局長が承認した届出書の写しおよび該当する資産の一覧の提出をお願いします。

4. 消費税の取り扱いについて

償却資産の取得価額を算定する場合、原則として税務会計による所得の計算上、その償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の例によるものとされています(固定資産評価基準第3章第1節6)。したがって、法人税または所得税において、税抜経理方式を採用している場合は取得価額に消費税は含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合には取得価額に消費税を含んだ金額となります。

5. 借用資産（リース資産）について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、資産を借りている方に申告していただく場合があります。

例1) 賃貸期間が自由に選択でき、期間満了と同時に資産を返還するリース契約については、資産を貸している方に申告していただく必要があります。

例2) リース後に、資産が借りている方の所有物となるリース契約については、資産を借りている方に申告していただく必要があります。

※納税義務者は、リース契約の内容により異なる場合がありますので、詳細は税務課資産税係へお問い合わせいただきますようお願いします。

6. 家屋と償却資産との区分について

(1) 建物附属設備の家屋と償却資産の区分について

建物附属設備は、固定資産税の取り扱い上、次により家屋と償却資産に区分されます。

償却資産に該当するもの	家屋に該当するもの
単に移動を防止する程度に取り付けられたものまたは独立した機器としての性格の強いもの	家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

[注意] 下記の(2)もしくは(3)に該当する場合、取り扱いが異なることがあります。

(2) 特定の生産または業務用の設備の取り扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水管、給排水設備、エアー配管、油配管、照明設備等およびその附属設備は、償却資産に該当します。

※ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋に該当します。

(3) 賃借人（テナント）等が取り付けた内装、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業されている方（テナントの方）が自ら事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等の配線・配管等や外壁、内装、天井、床等の仕上げおよび建具等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法および草津市税条例の規定により賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告していただく必要があります。

7. 太陽光発電設備について

太陽光発電設備を遊休地や家屋の屋根等に設置した場合、償却資産の課税対象となりますので、申告していただく必要があります。

ただし、家屋の屋根材として設置されたソーラーパネルについては、固定資産税のうち家屋の課税対象となりますので、申告していただく必要はありません。

また、課税標準の特例措置の適用を受けられる場合があります（12ページ参照）。

8. 土地と償却資産の区分について

- （1）土地に定着する岸壁、橋、軌道（枕木、砂利等を含む）、貯水池、煙突等は一般的に償却資産に該当します。
- （2）舗装道路すなわち道路の舗装部分（道路建設費のうち舗装部分の造成に要した費用）および舗装路面すなわち工場の構内、作業広場、飛行機の滑走路、誘導路等の舗装部分は、一般的に償却資産に該当します。

9. 償却資産の課税対象となる自動車について

自動車は大型特殊自動車のみが課税対象となります。

なお、工場敷地内のみを走行するため、ナンバープレートを取得していない無登録自動車であっても、大型特殊自動車以外は、課税対象ではありません。

ただし、道路を走行しない車両でも、農業や工場等で使用される小型特殊自動車を所有している場合は、軽自動車税（種別割）の申告をしてナンバープレート（課税標識）の交付を受ける必要があります。ナンバープレートのない小型特殊自動車を所有している場合は、草津市役所税務課諸税管理係まで申告してください。

償却資産の課税対象となる大型特殊自動車は次のとおりです。

大型特殊自動車の種類	自動車の構造および原動機	大型特殊自動車の要件
一般・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ホイール・ハンマターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車および国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に1つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/hを超える。 ②長さが4.7mを超える。 ③幅が1.7mを超える。 ④高さが2.8mを超える。
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機および国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h以上の場合 は大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラおよび国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	全て大型特殊自動車です。

〈参考〉大型特殊自動車の「分類登録」

大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の「分類番号」は次のとおりです。

- （1）建設機械：「0」、「00～09」、「000～099」、「00A～09Z」、「0A0～0Z9」、「0AA～0ZZ」
- （2）建設機械以外のもの：「9」、「90～99」、「900～999」、「90A～99Z」、「9A0～9Z9」、「9AA～9ZZ」

10. 固定資産税の非課税・特例

(1) 非課税の資産について

地方税法に規定されている資産については、非課税となります。

●提出書類

- ①非課税申告書
- ②非課税に該当する事業の用に供することがわかる書類（認可・指定通知書等）
- ③非課税資産一覧（償却資産の所在地、種類およびその用途の記載をお願いします。）
- ④償却資産申告書
- ⑤種類別明細書（摘要欄に適用条項の記載をお願いします。）

※非課税資産についても他の資産と同様に毎年申告していただく必要があります。

(2) 課税標準額の特例について

地方税法に規定されている資産については、課税標準額の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。

●提出書類

- ①課税標準額の特例に関する申告書
- ②種類別明細書（摘要欄に適用条項の記載をお願いします。）
- ③特例資産のみを集計し、一覧にしたもの（資産の種類、適用条項、特例率の別に区分した資産明細、数量、取得価額、評価額、課税標準額、種類別明細書の掲載ページ、行位置）
- ④資産を確認できる書類

●申告書は、草津市ホームページからダウンロードできます。

●課税標準額の特例が受けられる償却資産

特例適用の対象となる資産は毎年度税制改正により変更される場合があります。

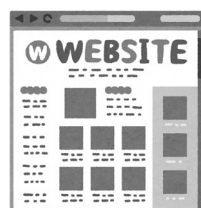
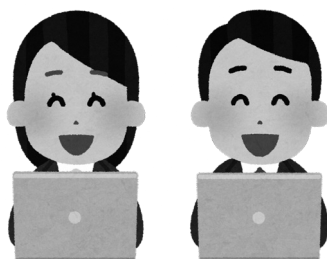
また、特例措置に変更がある資産があります。

毎年、税制改正の内容を踏まえホームページに情報掲載を行っておりますので、ホームページを御参照いただくか、税務課資産税係へお問い合わせください。

【対象となる施設の例】

- ・家庭的保育事業
- ・中小事業者等の先端設備等

HPで最新情報を確認!



草津市 償却資産 特例

検索

Ⅲ 償却資産申告書の書き方

償却資産申告書、種類別明細書は、次ページ以降の記入例を参考にして記載をお願いします。

- 償却資産申告書（提出用・控え用）は、2枚1組です。感圧複写式（ノーカーボン紙）ではありませんので、お手数ですが、それぞれに同じ内容の記入をお願いします。
- 種類別明細書は、感圧複写式（ノーカーボン紙）を使用していますので、黒のボールペンでずれないように記入をお願いします。

【お 願 い】

- （１）記入誤り等により申告内容に不備があった場合は訂正をお願いすることがあります。
- （２）過年度取得資産の申告漏れがある場合、過年度（最大で５年）に遡及して修正申告をしていただくか、現年度種類別明細書の摘要欄に申告漏れと記載してください。
- （３）取得年数、取得価額、耐用年数を修正する場合は摘要欄にその旨を記載してください。

1. 市内に複数の事業所がある方

市内に２か所以上の事業所がある方は、市内の事業所をまとめて申告してくださるよう、お願いします。

2. 住所、氏名または名称、資産所在地に変更のある方

住所、氏名または名称、資産所在地に変更のある方は、申告書「18 備考」欄の「五 住所・名称・資産所在地等の変更」を○で囲み、旧の内容の記入をお願いします。なお、市より送付している申告書（住所、氏名等印字済み）を使用される方で変更のある場合は、印字されている箇所の訂正をお願いします。

3. 納税通知書等の送付先の住所、名称等で申告される方

納税通知書等の送付先に本店所在地や住民票と異なる住所を指定して申告される場合は、申告書の「1 住所」欄に送付先とされたい住所および方書きを記入いただき、「2 氏名」欄に納税義務者（法人名または氏名）を記載いただきますようお願いいたします。

また、その場合は本店所在地や住民票の住所を、「18 備考」欄や別紙等に記載いただきますようお願いいたします。

4. 該当資産を所有されていない方

該当資産を所有されていない場合も、申告書の「18 備考」欄の「三 該当資産なし」を○で囲み、申告書の提出に御協力をお願いします。

償却資産申告書記入例

【ご注意ください】記入例は令和8年度申告を例に作成しております。
申告年1月1日時点での償却資産に該当する資産の所有状況を記載ください。

提出する年月日を記入してください。

住所・ふりがなを記入してください。
送付先を指定される場合は、「18備考」欄や別紙に本店所在地や住民票の住所を記載してください。

納税義務者（法人名または氏名）を記入してください。また屋号があれば記入してください。

令和8年1月1日現在の資本金または出資金を記入してください。

草津市内において事業を開始した年月を記入してください。

申告書に対して問い合わせをする場合がございますので、それに応じてくださる方を記入してください。

税理事務所等に申告を依頼されている場合は記入してください。

令和8年1月11日 滋賀県草津市長 橋川 渉 様		令和8年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		※ 所有者コード 12345678		第二十号様式	
所	1	（ふりがな） 住所 又は納税通知書送達先	3 個人番号又は法人番号 123456789012 事業種目 総合建設業 （資本等の金額） 50百万円	8 短期前用年数の承認 有・無 有・無	有・無 有・無		「有」の場合は、該当資産一覧等の資料を提出してください。 （9ページ参照）
有	2	（ふりがな） 氏名 法人にある またはその名称及び代表者の氏名	5 事業開始年月 昭和41年6月	9 増加償却の届出 有・無	有・無		「有」の場合は、別途必要書類の提出が必要になります。 （12ページ参照）
者		草津総合開発株式会社 （屋号）	6 この申告に応募する者の氏及び氏名 経理課 草津花子 （電話 077-561-2310）	10 非課税該当資産 有・無	有・無		①「住所」欄の住所と資産所在地が異なる場合 ②市内に2か所以上の事業所等のある資産所在地がある場合
資産の種類		取得	価額	提出用・控え用			
前年前に取得したもの（イ）		前年中に減少したもの（ロ）	計（イ）-（ロ）+（ハ）（ニ）	① 15 市（区） 草津町1547			
1	構築物	5,000,000	500,000	② 町村内に			
2	機械及び装置	5,000,000	2,500,000	③ おける事業所等資産の所在地			
3	船舶		1,000,000	④			
4	航空機			16 借用資産 貸主の名称等			
5	車両及び運搬具						
6	工具、器具及び備品	5,000,000	1,105,500	（有・無）			
7	合計	15,000,000	4,800,000	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家			
資産の種類		評価額	課税標準額	18 備考			
1	構築物		5,194,500	・該当するものに○をつけてください。 一 全資産申告（新規・電算）資産増減あり 二 昨年度中に申告資産に増減なし 三 該当資産なし 四 閉鎖・廃業・解散・転出等 五 住所・名称・資産所在地等の変更 ・本店所在地または住民票の住所			
2	機械及び装置		18,194,500				
3	船舶						
4	航空機						
5	車両及び運搬具						
6	工具、器具及び備品						
7	合計						

該当するものを○で囲んでください。

「課税標準額の特例に関する申告書」一式

（令和8年1月1日現在の全資産）
の取得価額です。

各種承認・届出書、非課税・特例等、添付書類、その他
当該申告について参考となる事項等を記載してください。

※申告書は複写ではありませので、提出用・控え用それぞれに記入してください。

当初、取得された、実際の価格を記入してください。

【ご注意ください】記入例は令和8年時点で作成されております。

第26号様式別表2 (提出用)

償却資産の申告は簡単・便利な電子申告をぜひご利用ください！

eLTAX(エルタックス)を利用して、インターネットによる申告を受け付けています。
サービスの利用方法などの詳細はeLTAXホームページまたはヘルプデスクまでお問い合わせください。

eLTAX地方税ポータルシステムサイト
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



インターネットから申告書様式やQ&Aを確認できます！

草津市ホームページ上にて償却資産申告に関するQ&Aや申告書(各明細書)・申告の手引き(PDF)を公開しております。

電話・郵送等を待たずに確認・手続き可能ですので是非ご利用下さい！

草津市 償却資産

🔍 検索



草津市公認マスコット
キャラクター「たび丸」